

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

長門市では、災害復旧工事は、被災した地域の早期復旧を図るため短期間に集中して発注する必要があることから、特例的な措置として、同一の現場代理人が管理する上で支障のない近隣の工事で、市が承認したものについては、下記のとおり現場代理人の兼務を工事現場3件まで緩和することにしたので、お知らせします。

又、通常の工事についても、特に認めた場合に限り、他の工事の現場代理人との兼務を2件まで認める緩和措置を行うこととしました。

1 対象工事

- (1) それぞれの工事は長門市が発注した工事で、その設計金額が500万円未満であること。

長門市が指定した災害復旧工事を含むものについては、長門市の指定した期間に発注された災害復旧工事（災害復旧工事の特記仕様書を設計図書に添付した工事）を少なくとも1件は含み、それぞれの金額が2,500万円未満であること。

- (2) それぞれの現場が近接（工事間が概ね20km以内）する工事であること。

2 取り扱い

災害復旧工事の対象工事については「災害復旧工事の現場代理人の常駐に関する特記仕様書」を設計図書に添付したものです。

工事の内容、現場条件、請負者の工事成績表定点等により、兼務が困難と判断し、承認しない場合もあります。

3 現場代理人の兼務の申請

現場代理人を兼務させようとする場合は、契約締結後、ただちに「現場代理人の工事の兼務について（申請）（別記様式第1号）」により、工事担当課に申請してください。

4 現場代理人の兼務の承認及び通知

請負業者から現場代理人の兼務の申請があった場合は、当該申請に係る工事の施工内容等を総合的に勘案し、承認するときは「現場代理人の工事の兼務について（承認）」により、請負業者に通知します。

5 現場代理人が兼務する工事に対する報告義務

現場代理人の兼務を承認した工事について、工事現場の安全確保を図るため、請負者は施工管理の状況を「施工管理状況報告書（別記様式第3号）」により2週間ごとに、工事主管課に報告してください。

6 兼務の中止の届出

施工期間中に現場代理人が工事の兼務をしなくなったときは、「現場代理人の兼務における解除について（別記様式第4号）」により、工事主管課に報告してください。